

あまいにヒドイ“ケースワーカー” 「内縁の妻には葬儀代でない。遺骨も渡せない」と

生健会員の高瀬菜穂子県議から「生活保護を利用して内縁の妻のAさんが保護課のCW（ケースワーカー）から『内縁の妻には夫の葬儀代は出ない。遺骨も持ち帰ることができない』と言われ困っている」との相談が寄せられました。

生活保護法や厚労省の通知集を調べてみると、内縁であっても“葬祭を行なう者”には葬祭扶助費が給付されること。遺骨については①遺言や口頭での指定。②長男などの慣習。③家庭裁判所の指定の順で決まりますが、内縁の妻の場合は遺骨を管理する旨の書面を書けば可能であることが分かりました。

ところが、CWの説明は乱暴で「葬儀会社に聞いたり、ネットで調べたら『保護課がお金を出すから保護課が葬儀の主催者だ』葬祭扶助費での葬儀は火葬だから喪主はいない」などと答えました。

生健会は保護課に、生活保護法第18条や生活保護の実施要領の文書を示し「行政は生活保護法や生活保護を所管する厚労書の通知に基づき行うべきで、葬儀会社の言い分やネットの内容で行うべきではない」と強く求めました。その結果、葬祭扶助費が支給され、遺骨も受け取ることができました。



“ヒドイ”制度が軒並み計画・推進

健康保険証廃止して、マイナンバーカード強制

政府は、生活に欠かせない健康保険証の代わりに、生活に必要なマイナンバーカードを強制すると発表しました。しかし、カードを取得したくない人や、保険証を持っていない人への対応は示されないままです。

「カードの普及が進まないのは政府が信頼されていないから」との意見に、「“反日”だ、それなら日本から出て行け」と“ネット右翼”は言います。露骨な排他主義です。

病院などでの民間利用が広がると、病名や治療の履歴などの個人情報漏れる可能性が更に高まります。

何よりも、顔の画像での監視が可能になる懸念が広がっています。

年金“65歳まで保険料払えてか！”

40年間納め続けても受け取る国民年金は約6万5000円/月です。それなのに、政府は、国民年金の保険料支払い年齢を5年間延長し65歳までとする検討を始めました。

公明党などが「100年安心の年金制度」を作ったと大宣伝していた“マクロ経済スライド”により給付額が減り続けており、支給水準は19年比で3割も減少し、支払い年齢を引き上げた場合には2割減少になりますが、それでも5万3400円にしかありません。

一番の原因は、国の負担を削っているから、二番目は“賦課方式”といって、現役の保険金を今の年金に当てており、少子高齢化に対応できないからです。



小倉生健会
生活と健康を守る
一人はみんなのために、みんなは一人のために

えっふん

北九州市のGDP規模と同じ北朝鮮の「核開発費」

国連安保理決議に違反した北朝鮮のミサイル発射が続いています。核実験も近いと言われています。これらの費用は莫大です。

北朝鮮には様々な問題点がありますが、その一つは、ミサイルにあれだけ莫大なお金をかけると、国民生活は随分圧迫されているのだらうと心配になります。

最近、北朝鮮が進めている戦術核兵器の開発費用について、基礎研究を含め最大16億ドル(約2300億円)に達するとの推計が発表されました。その核開発費で「北朝鮮の食料不足量の4年分に相当」するトウモロコシを最大410万トンも購入可能だとの分析も示されました。



紫川“ハゼ釣り” 釣ってよし、食べてよし

10月上旬、名古屋に住む40歳代の息子が帰省し、丁度シーズンを迎えたハゼ釣りに行きました。家から歩いて15分で紫川に着きました。

5.4mの延べ竿を伸ばし、先に道糸をくり飛ばしウキと0.5号の錘に流線袖の針を結び、前日を買っておいたエサの青ケブを付けて久しぶりに竿を出しました。

ハゼ釣りは面白いです。まずあたりがはっきりしています。クククッとハゼが餌を引っ張り、手元にもその振動が伝わってきます。竿先がハゼの引きで曲がります。合わせると、糸が

北朝鮮のGDP(国内総生産)は北九州市のGDPとほぼ同じです。その北朝鮮が核兵器を開発しミサイルを次々に発射すると、国民のために使うお金が無くなるのは当然です。

そういえば、戦前、昭和19年の日本の軍事費も国家予算の85%でした。

金正恩氏だけが健康を害するほど肥満なのに、ほとんどの国民はやせており、飢餓も蔓延していると伝えられています。

北朝鮮での主食はコメとトウモロコシですが、これら2つの主食の生産はまだ十分ではないようですが、食糧の自給率は日本よりはるかに高くなっています。日本政府もこの点は北朝鮮に学ぶべきです。

キューンと張り小さいながらもバシャバシャと型のいいハゼがあがってきました。

3回に1回ぐらい外すことがありますが、同じところに餌を落とすと、先ほど外したであろうハゼがまた食いつきます。これがハゼ釣りの面白いところです。2時間で約50匹と、メイタに似た小さな“キビレ”1匹も釣れました。

キビレは塩焼きにしました。ハゼは、から揚げが、とてもおいしいです。魚屋では買えない貴重な“幸”です。次にハゼ釣りができるのは何年後かな。(八記博春)



釣りあげた“ハゼ”

本会報“先月号”多くの感想・意見に「感激」

- ◇ 毎回2日間かけて読んでいます。
- ◇ 青葉のお風呂屋が近いので無料なら行きます。
- ◇ 住民税非課税世帯への給付はいつ？

<死亡したら過去の家賃は出ないに関して>

- ◇ 家賃の話は、すごいですね。
- ◇ 死亡したら家賃が出ないなんてひどいですね。
- ◇ 多くの方が読んで驚いていることだと思います。
- ◇ 埋もれてしまう事実を発信しているのは、ほんとに大事なことです。

「JR 駅の無人化に、スロープ介助を求める裁判」 傍聴記

日頃から車椅子で移動している服部拓己さんは「城野駅が突然“無人”になっていて、列車に乗るまで1時間以上かかった」と本会報56号(4月号)で紹介していました。



服部拓己さん

“駅の無人化をすすめる JR 九州に対して、スロープ介助の必要な車いす利用者”が、大分でおこした裁判の、第7回の公判の傍聴記を服部さんから投稿していただきました。

JR 側は、乗客の減少による「赤字」を人員削減の理由にしています。しかし JR グループ全体をみると、操車場跡地や駅ビルなどの不動産事業、建設・旅行・飲食店経営などの多角経営で毎年大幅な黒字をあげています。

弁護団の徳田弁護士は「コロナ禍の2021年度ですら140億円以上の株主配当を行い、3億7千万円の役員報酬を支払う予定だ」と明らかにしました。

そして、これまでも JR 発足時の“経営安定化基金”や、路線の整備・高架化などに際しても国民の税金が大量に投入されています。その理由は、「誰もが自由に利用できる」公共交通機関を守るからであり、JR にはその社会的な責任があるのです。

また JR 九州は、「連絡があれば係員が行くから問題ない」という態度ですが、それでは障がい者が希望どおりに列車を利用することができません。急用や、体調や、天候などの変化にも対応できません。

障害者差別解消法は、「他の者との平等」を基礎に「合理的な配慮の提供」を求めています。障がい者だけ、予約しなければ使えないのは、果たして「平等」で「合理的」なのでしょうか。

生活保護の大学等進学時の「世帯分離」について、画期的判決

生活保護制度は、厳しい制度です。大学や専門学校などへの進学については“贅沢”としているため、世帯分離をしなければ進学することはできません。

生活保護の世帯分離は、一緒に暮らすことはできますが、学生の生活保護費は一切支給されません。そのため、例えば二人世帯の親子の場合、親一人分の7.3万円程度の保護費で二人分の生活を賄わなければなりません。

そのうえ学生の子どもは、学費や通学費や交際費などのすべてをアルバイトや奨学金で賄わなければなりません。バイトまみれでないと進学できない仕組みです。

生活保護法第一条は「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」

としています。

つまり、生活保護制度の目的の一つとして保護世帯の「自立を助長する」ことがうたわれていますが、自立に最も効果的な“進学は贅沢”とされ、認められていません。

生活保護に詳しい京都花園大学の吉永純教授は、今回の判決について次のように語っています。



勝訴の旗を掲げる弁護士と支援者ら＝3日、熊本地裁前

熊本地裁

熊本県長洲(ながす)町在住の男性(73)が生

生活保護廃止取り消し 就学中の世帯分離争い原告勝利

生活保護廃止は違法だとして、熊本県に処分を取り消しを求めた「生活保護廃止処分取り消し訴訟」(長洲事件)の判決が3日、熊本地裁でありました。仲辻雄一朗裁判長は、県の処分を取り消す原告勝訴の判決を出しました。

判決では、「就学中の孫と原告夫婦の世帯分離を継続することが双方の経済的な自立に役立つ状況にあったことは明らか」と指摘しました。

原告の男性は「この判決を生かして、二度と誤った判断をくださないようにしてほしい」と話しました。支援に熊本市生活と健康を守る会の益田牧子会長、県労連の榎本(つゆも)光男議長、年金者組合熊本部の小田憲郎委員長らが駆けつけました。

同訴訟は就学中の世帯分離を解除した初めての事例。原告弁護団は「生活保護世帯の子どもの就学保障によって貧困の連鎖を断ち切り自立を助長する、世帯分離という仕組みの適用に万全を期すことを求めた極めて重要な意味をもつ」と評価しました。

第一に、大学等進学時の世帯分離を規定した“厚労省の局長通知第1-5-(3)”は、自立のための修学であれば必要な収入は自らのために使ってよいという趣旨であり、大学進学もこの考え方によって同様の扱いとなっている。

本判決は、第1に、法の趣旨を重視して、将来的な世帯全体の自立を促進することになることを明らかにした。第2に「長期的・俯瞰的に」考えるべきであって、「表層的な」収入の増加に目を奪われて判断してはならないことを明言した。

第二に、本判決は、自立助長に効果的な専修学校等に就学していれば、世帯分離の要件は継続しており、たとえ、世帯分離された就学者に一定の収入があってもそれだけで世帯分離を解除できないことを明確にした。

第三に、正看護師資格が自立のためには有用であり、准看護師資格だけをもって局長通知第1-5-(3)の世帯分離を解除することはできないことを明確にした。

大阪・熊本・東京につづき 横浜でも勝利 生活保護費引き下げの「生存権裁判」

自民党は、2012年の総選挙で「生活保護費の10%削減」を公約に掲げました。選挙後の2013年、安倍政権は公約どおり保護費を13年から3年間、18年から3年間削減しました。

今、闘われているのは、13年に引き下げ(約670億円)られたことに対する裁判です。今回の、横浜地裁判決は、政府が削減の根拠にした計算方法は不合理で、その数値に基づく厚生労働大臣の判断は誤りだとしました。

恣意(しい)的なやり方で減額を強行し、生活保護利用者の生活の土台を掘り崩した責任は重大です。政府は判決を受け入れ、基準を引き下げ前の水準に戻すべきです。